

移 動 支 援 事 業

◇制度の概要

障がいにより1人では外出が困難な方へガイドヘルパーを派遣する事業です。利用者の世帯の所得状況に応じて、利用料の一部または全部を市が事業者への補助金として交付します。

◇利用できる人

- ①市内に居住する障がい者・障がい児
- ②市外に居住する障がい者・障がい児で、北上市から介護給付費の支給決定を受けている人
- ①・②のうち、移動に制限があつて、外出に介助が必要な人。

◇利用できる外出の内容

○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出

例：冠婚葬祭、趣味の外出（サークル活動やコンサート）、買い物や美容室、営利目的ではない会合のための外出（障がい者団体の会議に参加など）、スポーツ大会やハイキングなど行事参加のための外出 など

◇利用できない外出の内容

- 通院（※通院に介助が必要な方は、介護給付費の申請をしてください。）
- 通勤、通学、通所施設への通所
- 営業活動などの経済活動に係る外出
- 通年かつ長期にわたる外出（1日で用務の終わらない外出）など

◇利用の手続き

事前に市障がい福祉課で申請書を提出してください。（用紙は窓口にあります。）

《手続きの流れ》

①市障がい福祉課に申請書を提出。窓口で介助が必要な状況を聞き取ります。

窓口で本人の心身の状況、介護者の状況、利用目的等を聞き取ります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方はお持ちください。

提出書類：(1)補助対象確認申請書(様式第1号)

(2)市町村民税課税証明書(利用申請する時点で交付が受けられる最新のもの)

※利用者が18歳以上の場合は本人及び同一世帯の配偶者、18歳未満の場合は世帯員全員のもの。1月1日現在(1月から6月の利用にかかる申請のときは前年の1月1日現在)北上市に住所がある方が課税所得調査同意書を添付すれば、課税証明書の添付を省略できます)。

(3)移動支援事業補助対象確認申請書付表(様式第3号)

(4)個人番号がわかるもの



②申請が適切と認められた場合、補助対象確認通知書が自宅に送付されます。



③利用者（18歳未満の場合はその保護者）が移動支援事業所を選び、補助対象確認通知書を事業所に提出・利用契約を結びます。



④ガイドヘルパーを利用後、かかった経費の自己負担分を払います。（支払日は事業所によって異なります。）

◇移動支援事業所（R4.9現在）

事業所名	住所	電話番号
北上市社会福祉協議会	北上市常盤台二丁目1番63号	0197-64-1212
地域活動支援センターしおん	花巻市石鳥谷町中寺林12地割54-7	0198-45-2714
ヘルパーステーションいいとよ	北上市村崎野12地割74番地28	0197-71-1377
SOMPOケア北上訪問介護	北上市さくら通り4-14-17	0197-88-2891
ニチイケアセンター北上	青柳町一丁目2番40号	0197-61-2104
ハーツケアセンター居宅介護事業所	盛岡市上田三丁目6番33号	019-652-1343
ヘルパーステーション希望	北上市村崎野19地割185番地1	0197-72-5187

◇利用上限数量 1月50時間

◇利用者の負担

利用者の世帯状況	自己負担
生活保護世帯または市町村民税非課税世帯	なし
市町村民税均等割のみの課税世帯	かかった金額の6%
上記以外の世帯	かかった金額の10%

※身体介護を伴うものとは…

- ①支えがあっても歩行ができない
- ②移乗に見守り・介助が必要
- ③排尿や排便に見守り・介助が必要
- ④家の中の移動に見守り・介助が必要

} いずれか1つに該当すれば
原則として
「身体介護を伴う」

例1：非課税世帯の方が「身体介護を伴うもの※」で2時間ガイドヘルパーを利用した場合。

自己負担0円（全体の所要額は6,660円、市の補助は6,660円です。補助は直接事業所に支払われます。）

例2：課税世帯の方が「身体介護を伴わないもの」で2時間ガイドヘルパーを利用した場合。

自己負担343円（全体の所要額は3,430円、市の補助は3,087円です。）

（例は、R3年度の報酬単価で計算したものです。報酬単価は年度によって変更する場合があります。）

◇その他 年に1回（6月）に利用者負担の見直し・更新の手続きがあります。